

## TIPS 確定申告で所得税が還付される方は1月からでも申告ができます！

年末調整済みの給与所得のみの方(サラリーマンなど)で、扶養控除の追加や医療費控除、ふるさと納税(寄附金控除)による還付を受けたい方は、1月6日から「確定申告書等作成コーナー」または津島税務署(要予約)にて、還付の確定申告をすることができます。2月17日からの申告会場は非常に混雑しますので、積極的なご自身での申告をお願いします(納付申告の場合は2月17日から3月17日まで)。申告の際は便利なe-Taxまたは郵送で、ご自宅からの申告をお願いします。

# 愛西市確定申告会場のお知らせ

市会場は定員があります。申告書の郵送提出やe-Tax申告にご協力ください。

## ◆申告会場のご案内◆

開設期間：**2月17日(月)～3月17日(月)**(土・日曜日、祝日)を除く。

**市役所** 南館1階 会議室1-3、1-4 **佐織庁舎** 2階 第1会議室、第2会議室

**立田庁舎**(偶数日の開設日)1階 第1会議室

**2月17日(月)～3月7日(金)**(土・日曜日、祝日)を除く。

**八開地区コミュニティセンター**(奇数日の開設日)1階 会議室1-1、1-2

開設時間：午前8時30分～11時、午後1時～4時

※「番号票」は、インターネットによる事前予約システムで取得いただくか、当日分は各会場で午前8時から順次配布します。

事前予約の詳細は、広報2月号や市ホームページでお知らせします。

※昨年よりも、インターネット予約枠数を増やします。

当日配布の番号票は少なくなりますので、積極的な事前予約をお願いします。

## ◆申告に必要な物(申告内容によっては異なります。)◆

- 税務署からのハガキ、利用者識別番号等通知(お持ちの方)、給与や年金等の源泉徴収票など
- 生命保険料および地震保険料の控除証明書、社会保険料〔(国民年金保険料)控除証明書、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額確認書〕など
- 医療費控除を受けられる場合は、医療費控除の明細書(指定様式があります)。  
※「医療費控除の明細書」は領収書に基づき〔人ごと、医療機関ごと〕に金額を記載する必要があるため作成に時間がかかります。必ず事前に作成しておいてください。
- 青色決算書や白色収支内訳書は、必ず事前に作成しておいてください。

## ●申告書の提出の際は、マイナンバー(12桁)の記載が必要です。

(本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。)

例1 マイナンバーカード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)+運転免許証など(身元確認)

(注) 控除対象配偶者および扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの添付は不要

## 重要 ◆津島税務署(津島市文化会館申告会場)で受け付けの申告◆

雑損控除、令和5年分以前の確定申告、住宅ローン控除(年数問わず)と他の住宅関係税額控除、分離譲渡所得(土地、家屋、株式など)、個人事業主などで青色決算書や白色収支内訳書が未作成の方や作成の相談をされる方、亡くなられた方の準確定申告、国外居住親族を扶養控除に入れる方、暗号資産、消費税(インボイス制度含む)、贈与税、相続税に係る申告については、**津島税務署(税務署申告会場)での対応となります。市申告会場では受け付けできません。**